

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金
指定リース事業者の選定について
公募要領

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

平成 29 年 5 月 19 日

1. 事業目的・概要

「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業」（以下「本事業」という。）は、消費税軽減税率制度（複数税率）の導入に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等に要する経費の支援を行うことを目的とする。

（1）補助対象となる中小企業者

以下の要件を満たす中小企業支援法に規定する中小企業者等、その他中小企業庁長官が認める者

※「みなし大企業」は支援対象外

「みなし大企業」とは以下のいずれかに該当する者をいいます。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2/3 以上を大企業が所有している中小企業者。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業者。

A 型：複数税率対応レジの導入等支援

- i) 消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要な事業者
- ii) 複数税率対応レジ及びシステム*を保有していない事業者

B 型：受発注システムの改修等支援

- i) 消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要な事業者
- ii) EDI/EOS 等の電子的な受発注システム等を介して取引を行っている事業者

* 「複数税率対応レジ及びシステム」とは以下の機能を有する機器のこと
イ. 売上げの区分経理に資する機能
ロ. 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能

(2) 補助率

A型：複数税率対応レジの導入等支援

原則 2/3

- i) レジ1台のみと付属機器の合計が3万円未満の場合 3/4
- ii) タブレット、PC、スマートフォンの汎用端末は1/2（レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせ、複数税率対応のレジとして導入した際に補助対象）

B型：受発注システムの改修等支援

原則 2/3

(3) 補助額上限

A型：複数税率対応レジの導入等支援

- i) 1台あたり20万円
 - ii) 商品マスタの設定及び機器設置に要する経費（運搬費等）
1台あたり20万円を上限に加算
- ※ 1事業者あたりの補助金の上限額200万円

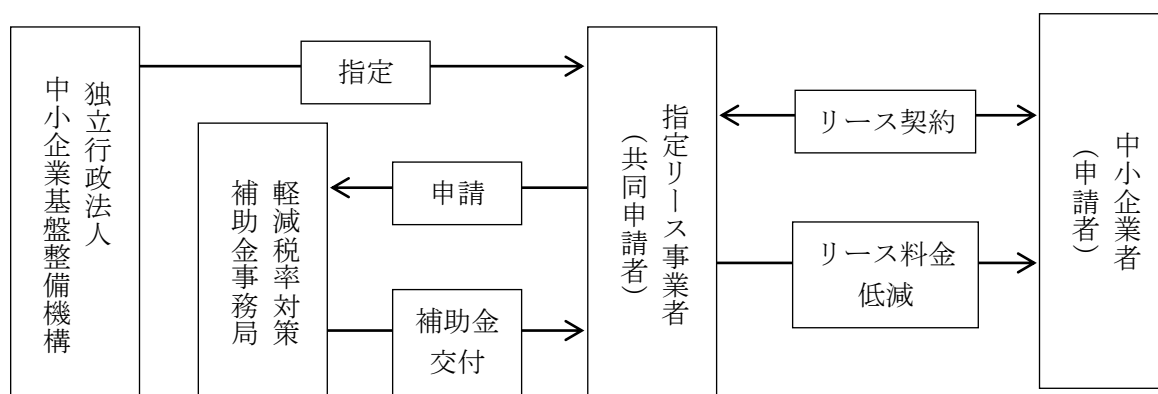
B型：受発注システムの改修等支援

- i) 小売事業者等の発注システムの場合1,000万円
 - ii) 卸売事業者等の受注システムの場合150万円
- ※ 発注・受注システムの両方を改修した場合1,000万円

(4) 補助対象となるレジ及びシステムの導入・改修

申請タイプ	補助対象の概要
A型 複数税率対応レジの導入等支援	
A-1 レジ・導入型	複数税率対応の機能を有する POS 機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします
A-2 レジ・改修型	複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします
A-3 モバイル POS レジシステム	複数税率対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして新たに導入するものを補助対象とします
A-4 POS レジシステム	POS レジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします
B型 受発注システムの改修等支援	
B-1 受発注システム・指定事業者改修型	電子的な受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします ※改修・入替をシステムベンダー等に発注・実施する場合請け負う指定事業者による代理申請
B-2 受発注システム・自己導入型	電子的な受発注システムを導入する場合の費用を補助対象とします ※中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入する場合

(5) 事業スキーム



2. 指定リース事業者の要件

(1) 位置付け

本事業では、中小企業者が複数税率に対応したレジ及びシステムをリースにより導入した場合、それらのレジやシステムの所有者であるリース事業者と共同で申請する必要がある。申請を取りまとめ、補助金交付における管理業務を行う者として、独立行政法人中小企業基盤整備機構に指定された者を「指定リース事業者」と位置付ける。

(2) 事業者の要件

- ① リース事業を営む事業者であること。
- ② 日本国において登録された法人であること。
- ③ 安定的な事業基盤を有していること。
- ④ 経済産業省又は中小企業庁、独立行政法人中小企業基盤整備機構の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約すること。

3. 指定リース事業者の指定取り消し

事務局は、指定リース事業者が以下の事項に該当すると判断した場合、指定リース事業者としての指定を取り消すことができます。

- (1) 本公募要領で規定する指定リース事業者の要件を欠く、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な行為があると認められる場合

指定の取り消しに伴い、補助金交付決定が取り消された場合には、当該補助金の全部又は一部の返還義務を負います。

なお、指定リース事業者の責めにより指定取り消しとなった場合において、返還分の補助金をリース料に上乗せすることを約す契約を結ぶ事を禁じます。

4. 提出書類・期間等

(1) 提出書類 (各1部)

- ① 「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」
指定リース事業者の公募に係る申請書類等の提出について (様式1)
- ② 「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」
指定リース事業者申請書 (様式2)
- ③ 「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」
利用に係る事業計画書 (様式3)
- ④ 会社概要 (会社案内パンフレット、社内組織図など)
- ⑤ 定款 (それに準ずるもの) 及び登記事項証明書
- ⑥ 直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書等の事業報告書 (ただし、直近の決算から6ヶ月以上経過している場合は、四半期報告書、半期報告書、試算表など現況が分かるものを添付すること)
- ⑦ 標準的なリース契約書の写し
※指定された場合は、每期、貸借対照表及び決算報告書等の事業報告書を、作成後速やかに軽減税率対策補助金事務局へ提出することになります。

(2) 提出期間等

- ① 随時申請を受付けています。なお、受付から指定まで一定の時間を要しますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。
- ② 提出方法 郵送
書留郵便等の配達記録が残る方法に限る (提出期間内に必着のこと)。

《提出先》

〒104-8689 晴海郵便局京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局 指定リース事業者窓口 宛

ただし、様式1~3 (4. (1) の①~③) については、電子メール (送り先: lease@kzt-hojo.jp) での送信も併せて行い、送付の際のメールの件名は「軽減税率対策補助金指定リース事業者応募申請/申請事業者名」とすること。

(3) 提出に当たっての注意事項

- ① 提出に際しては、本公募要領に様式を定めているものは必ずその様式を使用すること。提出書類の用紙の大きさはA4版、可能な限り両面印刷すること。
- ② 提出書類の中央下に通しページを必ず付け、1冊にファイリングし、見出しを付ける等見やすく工夫すること。背表紙に「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」及び「申請事業者名」を記載すること。
- ③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくすること。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を依頼することがある。
- ④ 郵送する際は、封書の表に「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金 指定リース事業者公募関係書類在中」と明記すること。提出期間内に提出先に現に届かなかった申請書類は、無効とする。
- ⑤ 提出された申請書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ⑥ 応募資格を満たさない者が提出した申請書類等は、無効とする。
- ⑦ 虚偽の記載をした申請書等は、無効とする。
- ⑧ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑨ 提出された申請書等は、中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業の指定リース事業者の選定の審査のために利用し、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び軽減税率対策補助金事務局において厳重に管理するとともに、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合その他特別の理由がある場合を除き、第三者に提供いたしません。

5. 応募書類提出後のスケジュールについて

(1) 審査の実施

応募のあったリース事業者について、「消費税軽減税率対策補助金指定リース事業者審査委員会」を設け、応募書類等の審査・評価を実施する(随時募集)。

(2) 採否の通知等

上記審査を経て、指定リース事業者を決定する。選定結果(採択又は不採択)については、申請者に対し書面にて通知する。

6. 問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局コールセンター (受付時間：平日 9 時～17 時／通話料有料) 電話：0570 (053) 555 (IP 電話等からの番号 03 (6627) 1316)
--